

神奈川県^は歯^は及び^は口腔^{こうくう}の健康づくり推進条例

平成23年7月1日施行

県民の皆さんが
いつまでも不自由なく何でも食べることができるように
生涯にわたり健康で過ごすことができるように



「神奈川県^は歯^は及び^は口腔^{こうくう}の健康づくり推進条例」とは？

歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防など全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことから、県民の皆さんの生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的として、県民の皆さん、県、歯科医師、教育関係者、医療保険者、事業者などそれぞれが担う役割や県の施策などを定めた「神奈川県^は歯^は及び^は口腔^{こうくう}の健康づくり推進条例」を、平成23年3月に議員提案により制定しました。

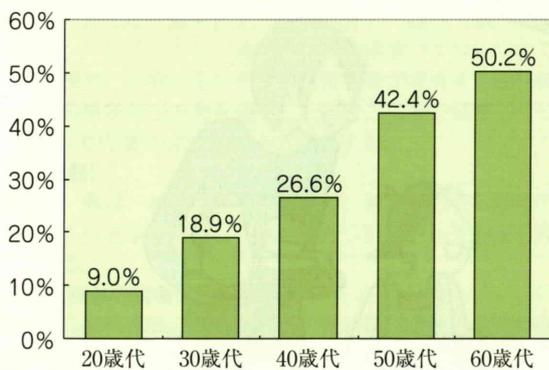
条例が制定された背景

- 成長期にある幼児・学童期の虫歯などの歯科疾患は、子どもたちの健全な発育や大人になってからの歯や口腔の健康に大きな影響を与えます。
- 歯周疾患は、さまざまな全身の病気に関係しています。神奈川県では、年齢が高くなるほど歯周疾患にかかる方が増えています。
- 食生活の充実など日常生活の質を高めるためには、“よく噛める”ことが重要です。高齢者の方の要介護度と歯の本数の関係をみると、要介護度が高くなるほど歯の本数が少なくなる傾向がみられます。
- こうしたことから、80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組として「はちまるにいまる8020運動」をさらに推進します。また、幼児から高齢者の方まで「歯及び口腔の健康づくり」に、総合的に取り組むことが重要となっています。



本県の現状

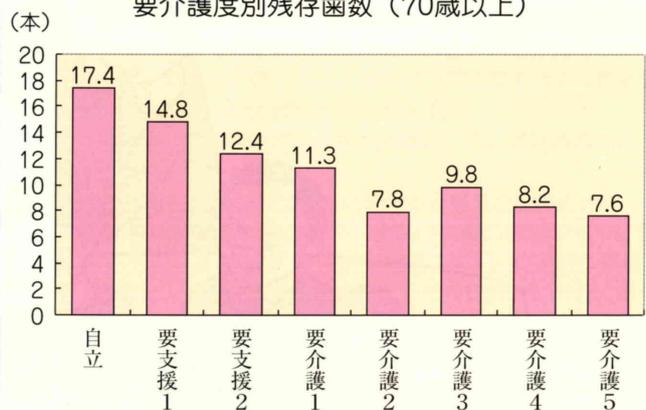
重度の歯周疾患にかかっている人の割合



出典：H18神奈川県成人歯科保健実態調査

年齢が高くなるほど歯周疾患にかかる人が増えています。

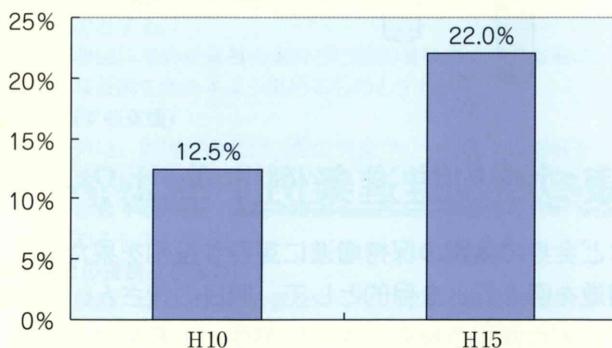
要介護度別残存歯数（70歳以上）



出典：H22神奈川県高齢者歯科保健調査

要介護度が高くなるほど自分の歯が少なくなっています。

80歳で自分の歯が20本以上ある人の割合



出典：神奈川県抜歯要因調査

自分の歯が20本以上ある人の割合が増えています。



神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例は、 このような内容です

1 歯及び口腔の健康づくりの基本理念を定めています

歯及び口腔の健康づくりは、県民の皆さん自らが主体的に取り組むことを基本としています。県は、保健、医療、福祉等の関係者と連携して、県民の皆さんが自主的に取り組みやすい環境の整備を行います。

2 県民、県、歯科医師等の責務などを定めています

◎県民

歯及び口腔の健康づくりについて理解を深め、必要に応じて県、市町村等が実施する事業や施策を活用し、歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めます。

◎県

歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施します。

◎歯科医師等

県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力したり、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めます。

◎教育関係者等、医療保険者及び事業者

それぞれの業務において、あるいは従業員に対して、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めます。

3 県の取組を定めています

歯及び口腔の健康づくりを総合的、計画的に推進するため、県民の歯や口腔に関する状況を把握するための「実態調査」を実施したり、歯や口腔の健康づくりに関する目標や施策の方向を定める「推進計画」を策定します。

また、県民の皆さんに対する支援や市町村との連携及び協力を図りながら、次のような取組を推進します。

●8020運動や年齢に応じた取組を推進します

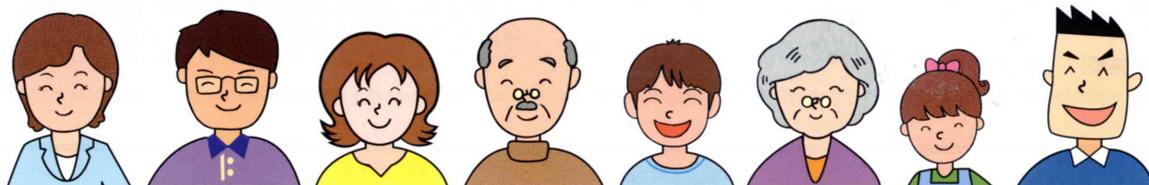
8020運動を一層進めるため、普及啓発を行う人材を養成することや、乳幼児を対象とした虫歯予防、成人を対象とした歯周疾患予防などの取組を行います。

●フッ化物応用などの虫歯予防を行う市町村などに対し情報提供を行います

市町村や歯科医師会等関係機関に対し、フッ化物応用その他の虫歯を予防する効率的な手法や予防効果について、情報提供や技術的支援を行います。

●障害のある方や介護を必要とする高齢者の方などに対する歯及び口腔の健康づくりを推進します

歯科検診や歯科治療などを受けることが困難な障害のある方、高齢者の方などの歯及び口腔の健康づくりを推進していきます。



神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持することをいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、必要に応じて県、市町村等が実施する歯科検診その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第7条 教育関係者等（食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(県民に対する支援)

第8条 県は、県民が歯及び口腔の健康づくりに関する理解を深め、県民による歯及び口腔の健康づくりに関する活動への参加を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市町村との連携及び協力)

第9条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施

する。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して歯及び口腔の健康づくりを推進するための体制を整備すること。
- (3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）その他年齢に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進すること。
- (4) フッ化物応用その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し情報の提供等を行うこと。
- (5) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする高齢者その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (6) 歯科保健業務に従事する人材を育成すること。
- (7) 歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動を支援すること。
- (8) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (9) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。

(歯及び口腔の健康づくり推進計画)

第11条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「歯及び口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めなければならない。

2 歯及び口腔の健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めるに当たっては、県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、歯及び口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、歯及び口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(実態調査等)

第12条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の状況その他の歯及び口腔の健康づくりに関する実態を調査し、その結果を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査のほか、幼児、児童及び生徒の歯科疾患に関する情報を定期的に収集するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。